

4-3-2. 火災共助制度

全ク連火災共助制度は、火災による営業上の損害を補うために発足した制度で、加入者の相互扶助により共助金を贈って罹災者の営業を援護するものです。

火災共助制度に加入すると加入者のうちで火災が発生した場合に、火災の損害状況に応じて加入者全員から、その都度1件につき全焼で500円～、2割未満損焼で100円を拠出し、これをまとめて「火災共助金」として罹災者に贈与するものです。

- ◇他の火災保険会社から給付される火災保険金に関係なく、共助金として贈られます。
- ◇一人一人の拠出金は僅かですが、罹災者には多額の共助金となって贈られます。
- ◇火災発生の時だけ拠出するので、発生しなかった場合は拠出金の必要はありません。
- ◇全て組合を窓口にして連合会で運営されていますので、手続きが簡単です。

共助料(拠出金)

等級	罹災内容	拠出金
第1級	共助対象物が全体の10割罹災	500円
第2級	共助対象物が全体の7割以上罹災	400円
第3級	共助対象物が全体の5割以上罹災	300円
第4級	共助対象物が全体の2割以上罹災	200円
第5級	共助対象物が全体の2割未満罹災	100円
見舞金	査定率が第5級であって、損害総額が規約に定める共助金額より下回る場合 ⇒火災共助会計見舞準備金より拠出	0円

加入時拠出金 (3,000円)

火災共助制度に加入する時は、加入時のみ所定の申込書類とともに下記の金額を拠出いただきます。

- 加入 (運営) 金 2,000円

火災発生時における査定に掛かる事務費として、1件につき、2,000円を組合・連合会に交付する費用として充当します (規約第8条、第26条、第27条)。

- 見舞準備金 1,000円

罹災者に迅速に拠出金を送金するための一時立替金として活用するほか (規約第15条)、第5級以下の罹災時の見舞金として充当します (規約第12条)。

フローチャート

